

# 取引所為替証拠金取引説明書

平成 20 年 8 月

社団法人 金融先物取引業協会

住信SBIネット銀行

登録金融機関 関東財務局長（登金）第636号

取引所為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引所為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

## 目 次

取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項について .....	1
取引所為替証拠金取引の仕組みについて .....	2
・取引の方法 .....	2
・証拠金 .....	3
・決済時の金銭の授受 .....	4
・取引規制 .....	4
・益金に係る税金 .....	5
登録金融機関への取引の委託の手続きについて .....	6
取引所為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語 .....	9

当社の概要については、別紙をご参照下さい。

本説明書は、登録金融機関が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、東京金融取引所において行われる取引所為替証拠金取引（愛称を「くりっく365」といいます。）について説明します。

## 取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項について

取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受け取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引について顧客が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

相場状況の急変により、売り気配と買い気配のスプレッド幅が広くなったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。

取引システムもしくは取引所、登録金融機関及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

注文が執行されたときは、委託手数料を徴収します。詳しくは、別紙をご参照下さい。

顧客が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

## 取引所為替証拠金取引の仕組みについて

東京金融取引所における取引所為替証拠金取引は、同取引所が定める規則に基づいて行います。

登録金融機関による取引所為替証拠金取引の受託業務は、これらの規則（同取引所の決定事項及び慣行を含みます。以下同じ。）に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

### 取引の方法

東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）においては、取引所為替証拠金取引として、米ドル・日本円、ユーロ・日本円、英ポンド・日本円、豪ドル・日本円、カナダドル・日本円、スイスフラン・日本円及びNZドル・日本円の7種類の通貨の組合せが取引されます。その取引の仕組みは各通貨組合せとも共通で、次のとおりです。

- a. 取引単位は、通貨組合せのうちの外国通貨10,000通貨単位（1枚）とします。
- b. 価格の表示方法は、外国通貨1通貨単位あたりの日本円相当額（100分の1円単位）とします。
- c. 呼び値の最小変動幅は、0.01（1取引単位あたり100円に相当）とします。
- d. 限日取引は、毎取引日を取引最終日とします。同一取引日中において反対売買されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に翌取引日の建玉が消滅した建玉と同一内容で発生するものとします。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーといいます。
- e. ロールオーバーがなされた場合に、組合せ通貨間の金利を比較して差が生じているときは、金利差相当額（スワップポイント）が発生します。
- f. 決済方法は、転売又は買戻しによる差金決済とします。決済される建玉の順位は、先入先出法によります。
- g. 決済日は、取引の翌々取引日の付合せ時間帯開始時の属する暦日を原則とします。ただし、日本の銀行の休業日、通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日等により、決済日が繰り延べられる場合には、取引所が別途通知を行います。

## 証拠金

### (1) 証拠金の計算方法

証拠金額は、一律方式により計算されます。

一律方式では、建玉数量 1 枚につき取引所が定める一定の円通貨額を掛けた金額に、建玉の値洗い及び決済による評価損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額を加算又は減算して証拠金所要額とします。

### (2) 証拠金の差入れ

顧客は、登録金融機関に取引所為替証拠金取引を委託する際に登録金融機関が定める額以上の額を発注証拠金として差入れを求められることがあります。

(注) 他に建玉があるときは、次の(3)によります。

### (3) 証拠金の維持

顧客は、取引所が取引日ごとに建玉について計算した証拠金所要額が差し入れている取引証拠金額を上回る場合には、取引所の定めるところにより、証拠金所要額と証拠金預託額との差額以上の登録金融機関が定める額を、登録金融機関が指定した日時までに、委託をした登録金融機関に差し入れなければなりません。

### (4) 有価証券等による充当

証拠金は、有価証券等により充当することはできません。

### (5) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

値洗い及び決済により発生した評価損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額の合計額が正である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額より減算します。また、合計額が負である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額に加算します。

### (6) 証拠金の引出し

証拠金預託額に決済差益を加えた額が、取引所が定める引出しの基準となる額以上の登録金融機関が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行うことができます。

### (7) ロスカットの取扱い

登録金融機関は、顧客の損失が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、顧客の計算において転売又は買戻しを行うことができます。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

(8) 証拠金を所定の日時まで差し入れない場合の取扱い

顧客が登録金融機関から請求された証拠金を所定の日時まで差し入れなかった場合には、登録金融機関は、当該取引所為替証拠金取引を決済するため、任意に、顧客の計算において転売又は買戻しを行うことができます。（顧客が取引所為替証拠金取引に関し、登録金融機関に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。）

(9) 証拠金の返還

登録金融機関は、顧客が取引所為替証拠金取引について決済を行った後に、差し入れた証拠金に決済差益を加算した額から顧客の登録金融機関に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、取引所が定める登録金融機関が返還すべき額を原則として遅滞なく返還します。

(10) その他

登録金融機関が取引所為替証拠金取引の委託の取次ぎを行う場合の証拠金の取扱いについても、上記の取扱いに準じます。証拠金の取扱いについて、詳しくは登録金融機関にお尋ね下さい。

## 決済時の金銭の授受

取引所為替証拠金取引の転売又は買戻しを行った場合は、通貨の組合せごとに、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算又は減算され、上記「証拠金（6）証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。

$\{ 10,000 \text{通貨単位} \times \text{約定価格差 (円)} + \text{累積スワップポイント} \} \times \text{取引数量}$

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

## 取引規制

取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますから、ご注意下さい。

- a. 証拠金の額が引き上げられることがあります。
- b. 取引数量や建玉数量、発注数量が制限されることがあります。
- c. 取引が停止又は中断されることがあります。

d. 取引時間が臨時に変更されることがあります。

## 益金に係る税金

個人が行った取引所為替証拠金取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

## 登録金融機関への取引の委託の手続きについて

顧客が登録金融機関に取引所為替証拠金取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。

### (1) 取引の開始

#### a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、登録金融機関から本説明書が交付されますので、取引所為替証拠金取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

#### b. 為替証拠金取引口座の設定

取引所為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ登録金融機関に為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類のご提示をいただくことがあります。

#### c. 媒介約諾書の差入れ

登録金融機関に取引所為替証拠金取引の委託の媒介を依頼する場合には、あらかじめ媒介に関する約諾書を差し入れていただきます。

### (2) 発注証拠金の差入れ

取引所為替証拠金取引の委託注文をするときはあらかじめ、登録金融機関に所定の証拠金を差し入れていただくことがあります。登録金融機関は、証拠金を受け入れたときは、顧客に受領書を交付します。

### (3) 委託注文の指示

取引所為替証拠金取引の委託注文をするときは、登録金融機関の取扱時間内に、次の事項を正確に登録金融機関に指示するか、又は登録金融機関が提供するシステム注文画面に正確に入力して下さい。

#### a. 委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称（この場合は東京金融取引所）

#### b. 委託する通貨の組合せ

#### c. 売付取引又は買付取引の別

#### d. 注文数量

#### e. 価格（指値、成行等）



- f. 委託注文の有効期間
  - g. その他顧客の指示によることとされている事項（異なる注文方法の注文をセットで行う場合等）
- (4) 転売又は買戻しによる建玉の結了
- 建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。その順位は先入先出法によります。従って、同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと（いわゆる「両建て」といいます。）はできません。
- (5) 委託注文をした取引の成立
- 委託注文をした取引が成立したときは、登録金融機関は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を顧客に交付します。
- (6) 証拠金の維持
- 委託をした取引所為替証拠金取引が成立したときは、発注証拠金は取引所が計算する取引証拠金に振り替わります。また、証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差入れが必要になります。
- (7) 委託手数料
- 登録金融機関は、顧客とあらかじめ取り決めた料率、額及び方法により委託手数料を徴収します。（別紙をご参照下さい。）
- (8) 消費税等の取扱い
- 消費税等（消費税、地方消費税）については、委託手数料とともに徴収します。
- (9) 取引残高、建玉、証拠金等の報告
- 登録金融機関は、取引状況をご確認いただくため、顧客から請求があった場合は取引成立のつど、顧客からの請求がない場合は四半期ごと（取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）に顧客の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、顧客に交付します。
- (10) 電磁的方法による書面の交付
- 登録金融機関による書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面又は電磁的方法による承諾をして下さい。
- (11) 業者の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き
- 取引所の取引参加者である登録金融機関が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分等を受け、取引所が顧客の未決済建玉について建玉移管又は転売・買

戻しを行わせることとした場合の顧客による手続きの概要は、次のとおりです。

- a. 建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を申し込んで承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者に為替証拠金取引口座を設定する。
- b. 建玉の転売又は買戻しを希望するときは、取引停止等の処分を受けた登録金融機関に対しその旨を指示する。

顧客が取引所の定める日時までに上記a.又はb.の手続きを行わなかった場合には、取引所は、顧客の計算において、建玉の転売又は買戻しを行います。

なお、差し入れた証拠金及び決済差益は、取引所に預託されておりますので、その範囲内で取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者又は取引所から返還を受けることができます。

#### (12) その他

登録金融機関からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかにその登録金融機関の取扱責任者に直接ご照会下さい。

取引所為替証拠金取引の仕組み、取引の委託手続き等について、詳しくは登録金融機関にお尋ね下さい。

## 取引所為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語

- ・受渡決済（うけわたしけっさい）

先物取引やオプション取引の決済期日に、原商品とその対価の授受を行う決済方法をいいます。取引所為替証拠金取引においては、受渡決済は行われません。
- ・売付取引（うりつけとりひき）・売建玉（うりたてぎょく）

一般に先物・オプションを売る取引をいいます。取引所為替証拠金取引の場合は、買い戻したときの約定価格が新規の売付取引の約定価格を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。

売付取引のうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。
- ・買付取引（かいつけとりひき）・買建玉（かいたてぎょく）

一般に先物・オプションを買う取引をいいます。取引所為替証拠金取引の場合は、転売したときの約定価格が新規の買付取引の約定価格を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。

買付取引のうち、決済が終了していないものを買建玉といいます。
- ・買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。
- ・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

取引所為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- ・限日取引（げんにちとりひき）

取引所為替証拠金取引において、毎取引日を取引最終日とする取引をいいます。同一取引日中に反対売買されなかった建玉は、翌取引日に繰り越されます。
- ・差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。
- ・指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。
- ・証拠金（しょうきん）

先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をい

ます。

- ・スワップポイント

取引所為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の数額をスワップポイントといいます。

- ・清算価格（せいさんかかく）

値洗いを行うために、付合せ時間帯終了後に取引所が決める価格をいいます。

- ・追加証拠金（つかしょうこきん）

証拠金残高が日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

- ・付合せ時間帯（つけあわせじかんたい）

東京金融取引所の取引所為替証拠金取引は、同取引所の定める時間帯に行います。

- ・転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

- ・特定投資家（とくていとうしか）

取引所為替証拠金取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

- ・取引日（とりひきび）

東京金融取引所において、一営業日の付合せ時間帯開始時から当該付合せ時間帯の終了時までをいいます。その日付は当該一営業日の日付によります。

- ・値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、取引所において決められた清算価格により評価替えする手続きをいいます。

- ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場で設定する取引をいいます。

- ・ ロスカット

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。

- ・ ロールオーバー

取引所為替証拠金取引において、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰り越すことをいいます。

(連絡先)

住信SBIネット銀行 カスタマーセンター

0120-953-895 (通話料無料) または

03-5363-7373 (通話料有料)

平日9:00~19:00 / 土・日・祝日9:00~17:00

(12月31日、1月1日~3日、5月3日~5日を除く)

---

取引所為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

(別紙)

#### 委託手数料の額及び徴収方法

1取引単位あたり片道262円(税込み)

委託手数料は、取引日の翌日に証拠金預託額から差し引いて徴収します。

#### 当社が定める必要証拠金の額と証拠金不足について

(2008年8月25日現在)

通貨ペア	当社が定める 1取引単位あたりの 必要証拠金	(うち、東京金融取引所 が定める1取引単位あた りの証拠金基準額)
米ドル/円	52,500円	35,000円
ユーロ/円	82,500円	55,000円
英ポンド/円	105,000円	70,000円
豪ドル/円	52,500円	35,000円
ニュージーランドドル/円	45,000円	30,000円
スイスフラン/円	52,500円	35,000円
カナダドル/円	52,500円	35,000円

必要証拠金は、新規注文の発注およびポジションの保有中に必要となる証拠金の額です。発注中や保有中は出金したり、あらたな新規注文に充当することはできません。

証拠金基準額は、ポジションを維持するために必要となる額です。前取引日終了後の値洗い時点で、証拠金預託額に評価損益・実現損益を加減算した金額が、証拠金基準額を下回ると証拠金不足となり、追加入金が必要となります。

証拠金不足が発生した場合は、当該不足額と未払手数料の合計金額以上を発生日の午後4時まで(発生日が土曜日の場合は月曜日の午後4時まで)にご入金ください。午後4時までにご入金を確認できない場合、お持ちのポジションをすべて決済させていただきます。

## ロスカットルールについて

取引時間中5分ごとの時価評価において、有効証拠金額が必要証拠金額の50%以下になると、損失の拡大を防ぐため、すべての保有ポジションを強制的に反対売買にて決済します。

$$\text{有効証拠金額} = \text{証拠金預託額} + \text{評価損益相当額} + \text{スワップポイント相当額} \\ + \text{決済損益予定額} - \text{未払手数料}$$

$$\text{必要証拠金額} = 1 \text{ 取引単位あたりの必要証拠金} \times \text{保有ポジションの数量}$$

## 当社の概要

- ・ 商号等 住信SBIネット銀行株式会社  
登録金融機関 関東財務局長（登金）第636号
- ・ 沿革 1986年6月 会社設立  
2007年9月 住信SBIネット銀行開業  
2008年6月 登録金融機関の登録  
2008年7月 金融先物取引業協会へ加入  
2008年8月 取引所為替証拠金取引取扱開始
- ・ 設立年月日 1986年6月3日
- ・ 資本金 225億円
- ・ 本店所在地 〒106-6018東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー18F
- ・ 代表者 代表取締役社長 田中 嘉一  
代表取締役副社長 川島 克哉
- ・ 主な事業 銀行業
- ・ 主要株主 住友信託銀行株式会社、SBIホールディングス株式会社
- ・ 苦情受付窓口 住信SBIネット銀行 カスタマーセンター  
0120-953-895または03-5363-7373
- ・ 加入協会 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

以上